

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の経緯

多文化共生とは「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と総務省の「多文化共生の推進に関する研究会報告書」（平成18（2006）年）で定義されています。

総務省は、外国人を地域社会の構成員として位置づけ、多文化共生の地域づくりの推進が必要であるとし、平成18（2006）年3月に「地域における多文化共生推進プラン」を策定しました。このプランでは、地域における多文化共生の意義や地域における多文化共生施策の基本的な考え方が示され、各自治体が多文化共生の推進に関する指針や計画を策定する契機となりました。

本市では、平成22（2010）年に「岐阜市多文化共生推進等基本計画」を、平成27（2015）年に「岐阜市多文化共生推進基本計画－たぶんかマスタープラン2015～2019－」を、令和2（2020）年に「岐阜市多文化共生推進基本計画－たぶんかマスタープラン2020～2024－」を策定し、多文化交流プラザの設置、外国人市民向け生活相談窓口の開設、岐阜市外国人向け生活情報ホームページの構築、岐阜市多文化共生推進会議の設置など、多文化共生社会の実現に向けた取組を推進してまいりました。

「岐阜市多文化共生推進基本計画－たぶんかマスタープラン2020～2024－」の策定以降、国においては、少子高齢化による人口減少と深刻な人手不足を背景に、特定技能2号の対象分野が追加（令和5（2023）年8月）され、育成就労制度の創設に向けた出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）などの改正法が可決され成立する（令和6（2024）年6月）など、外国人の受入を拡大・促進する施策が打ち出されました。

また、法務省出入国在留管理庁によると、令和5（2023）年末現在、日本に在留する外国人は341万992人と、前年に比べ33万5,779人（10.9%）増加しました。一方、総務省統計局によると、令和5（2023）年10月1日現在、我が国の日本人人口は前年に比べ83万7千人の減少となり、12年連続で減少幅が拡大しています。

こうした状況のなか、本市においても、外国人住民数及び外国人住民が人口に占める割合は増加することが予想され、今後、より一層、日本人市民と外国人市民がともに活躍できるまちづくりを推進することが求められます。このような背景や本市の現状を反映した施策を実施するため、「岐阜市多文化共生推進基本計画－たぶんかマスタープラン2025～2029－」を策定することとしました。

(2) 多文化共生推進に係る国の動向

我が国で、「多文化共生社会」という言葉が使われはじめたのは1990年前後からです。入管法の改正によりブラジル・ペルー等からの日系人が増加した平成2（1990）年以降の国における多文化共生推進に係る施策等の動向を概観します。

<在留資格の創設>

○平成2（1990）年、改正入管法の施行により、「定住者」の在留資格が創設され、これによって日系3世までに就労可能な地位が与えられました。



<技能実習制度の創設>

○平成5（1993）年、「技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成5年法務省告示第141号）により、在留資格「特定活動」の一類型として技能実習制度が創設されました。



<阪神・淡路大震災を契機とした多文化共生の推進>

○平成7（1995）年の阪神・淡路大震災における市民団体・ボランティア団体による被災外国人への支援を通して、多言語化や多文化共生の必要性が知られるようになりました。



<多文化共生政策の必要性>

○平成11（1999）年度には、法務省が第2次入国管理基本計画を策定し、その中で「外国人に対する社会の意識・関心が高まり、その数的増加と活動範囲の拡大に伴い、今後、我が国社会において日本人は外国人とどのように共存していくのかについて将来像を示すことが、出入国管理行政に求められるようになってきている」と明示しています。



<地域における多文化共生推進プランの策定>

○平成18（2006）年3月には、総務省が、各自治体における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定を促すため、「地域における多文化共生推進プラン」を策定しました。このプランでは、地域における多文化共生の意義や地域における多文化共生施策の基本的な考え方が示されており、市区町村の役割は、多文化共生の推進に関する指針・計画を作成した上で、外国人住民を直接支援する主体としての取り組みを行うこととされています。



<経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士受入れ>

○平成20（2008）年には、経済連携協定（EPA）に基づき、インドネシアからの看護師・介護福祉士候補者の受入れが開始され、翌平成21（2009）年にはフィリピン、平成26（2014）年にはベトナムへと拡大されました。



<「技能実習」在留資格の付与>

○平成22（2010）年7月には、改正入管法の施行により技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることとなりました。



<外国人住民に対する住民基本台帳制度の適用>

○平成24（2012）年には、外国人登録制度が廃止されるとともに、新たな在留管理制度が導入されました。これに伴い、日本人と同様に外国人住民も住民基本台帳法の適用対象となりました。



<高度人材に対するポイント制による優遇制度>

○平成24（2012）年、高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度が開始されました。



<在留資格「高度専門職」の創設>

○平成27（2015）年4月、改正入管法の施行により、高度外国人材に特化した在留資格（「高度専門職1号」「高度専門職2号」）が創設されました。「高度専門職2号」は在留期間が無期限となりました。



<外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行>

○平成29（2017）年11月、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（略称：技能実習法）が施行となりました。これにより技能実習の受け入れ期間を最長3年から5年に延長するほか、外国人を低賃金で酷使するなどの不正を防ぐため、受入れ団体や企業を監視する監督機関「外国人技能実習機構」が設置されることとなりました。さらに、この法律の施行にあわせ、入管法の一部が改正され、外国人技能実習制度の対象職種に「介護」が追加されました。



<外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策>

○平成30（2018）年12月、国は、外国人材の受入れ・共生のための取組を、包括的に推進していく観点から、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめました。



<在留資格「特定技能」の創設>

○平成31（2019）年4月、改正入管法の施行により、深刻な人手不足に対応するため、介護や外食業、宿泊など14の特定産業分野において一定の専門性・技能を有する外国人材を受入れるための在留資格「特定技能」が創設されました。なお、「特定技能2号」（令和元（2019）年10月現在、建設、造船・船用工業の2分野）では、配偶者及び子に対し在留資格を付与することが可能です。



<日本語教育の推進に関する法律の施行>

○令和元（2019）年6月、外国人の労働者や留学生、児童・生徒らに対し、日本語教育を受ける機会を最大限に確保することを基本理念とし、日本語教育について国と地方自治体の責務を定めた「日本語教育の推進に関する法律」（略称：日本語教育推進法）が施行されました。



<日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針>

○令和2（2020）年6月、国は、「日本語教育の推進に関する法律」第10条第1項に基づき、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を策定しました。



<地域における多文化共生推進プランの改訂>

○令和2（2020）年9月、外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動きなどの社会経済情勢の変化を踏まえて改訂され、多文化共生を推進する今日的意義として「多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築」、「外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献」、「地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保」等が示されました。



<地域における日本語教育の在り方について>

○令和4（2022）年11月、文化審議会国語分科会は、地域日本語教育施策の充実に向けた基本的な考え方、方向性等について取りまとめました。



<特定技能2号の対象分野の追加>

○令和5（2023）年8月、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の9分野と、造船・船用工業分野のうち溶接区分以外の業務区分全てが新たに特定技能2号の対象とされました。



<特定技能の受入れ見込数の再設定及び対象分野等の追加>

○令和6（2024）年3月、閣議決定により、特定技能制度における令和6年4月から向こう5年間の各分野の受入れ見込数が再設定されました。また、対象分野に自動車運送業、鉄道、林業、木材産業の4分野を新たに追加、工業製品製造業分野、造船・船用工業分野、飲食料品製造業分野の3つの既存の分野に新たな業務を追加することとしました。



<育成就労制度の創設>

○令和6（2024）年6月、技能実習制度に代わる育成就労制度を創設する入管法などの改正法が可決され成立しました。

▶本計画の用語について

【多文化共生】

「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」

総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」（平成18（2006）年3月）より

【外国人市民】

本市に在住・在勤・在学する外国籍を有する人だけでなく、外国にルーツを持つ人なども含めます。なお、統計上、本市に住民票のある外国籍を有する人を「外国人住民」とします。

【日本人市民】

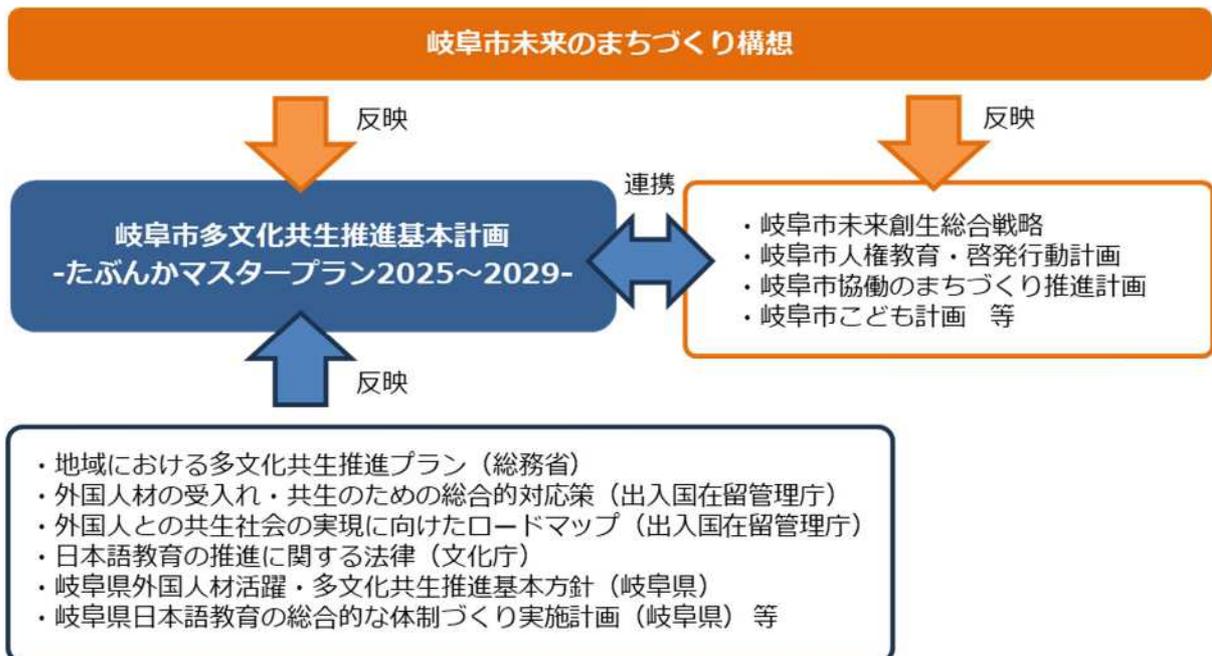
「外国人市民」に対応する表現として、外国人市民以外の市民を「日本人市民」とします。

2 計画の位置づけ

本市は、令和3（2021）年度に、2040年頃を見据えたまちづくりの総合的な方針である「岐阜市未来のまちづくり構想」を策定しました。この「岐阜市未来のまちづくり構想」に掲げる将来像「人がつながる 創造が生まれる しなやかさのあるまち」、まちづくりの方向性の一つである「ちがいを大事にして生きる力に変えるまちへ」の実現にむけて本計画を展開していきます。

また、本計画の策定にあたっては、国の「地域における多文化共生推進プラン」や「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」をはじめとする関連計画等との整合性を図りました。

なお、本計画は、2015年の国連サミットにおいて採択され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために設定されたSDGs（=Sustainable Development Goals ※持続可能な開発目標）の達成につながるものです。本市では、岐阜市オリジナルSDGsロゴマークを作成し、市民の皆さんや、地域団体、学校、企業など、たくさんのパートナーと協力して、SDGsの達成に向けた取組を進めています。



3 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、基礎調査として、日本人市民及び外国人市民を対象としたアンケート調査を実施するほか、市内日本語学校や日本語ボランティア教室等へのヒアリング調査を実施することにより、外国人市民の生活について現状把握をするとともに、多文化共生の取組について意見を聴取しました。

また、計画の内容については、日本人市民と外国人市民の相互の観点から本市の多文化共生施策について協議する場として令和3（2021）年に設置した「岐阜市多文化共生推進会議」から意見を聴取しました。

このほか、計画素案についてパブリックコメントを実施することで、広く市民の意見を聴取し、市民意見の反映に努めました。

